

西海橋公園指定管理者募集要項

西海橋公園（以下「公園」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号、以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

1 対象となる施設の名称及び所在地

- (1) 名称 西海橋公園
- (2) 所在地 佐世保市針尾東町、西海市西彼町地内

2 対象となる施設の概要等

- (1) 面積 約28.7ヘクタール
- (2) 主な施設 芝生広場、展望広場、海浜広場、児童遊戯コーナー、ソリゲレンデ、ソフトボール場、売店、駐車場、ゲートボール場、遊歩道、便所、管理事務所等
- (3) 施設の沿革及び環境特性
昭和30年に佐世保と長崎を結ぶルートとして完成した西海橋架橋を契機に、針尾瀬戸の景観と桜やツツジの名所として楽しめる公園の計画がもちあがり、西海橋公園が誕生しました。佐世保市側には花見ができる芝生広場や散策ができる歩道、展望所が整備されており、大村湾側には民間の特許事業として、リゾートホテルが整備されています。また、西海市側には、ソリゲレンデや大型の遊具等が設置され、休日には多くの子供達で賑わっています。

3 管理運営方針

- (1) 基本方針
県民にスポーツ・レクリエーション・健康の維持の場を提供し、運動、鑑賞、散策等日常的に利用し、さらに各種イベント参加によるふれあいによって、心身共に健全な人間形成に寄与するとともに、災害時においては、避難、救護活動の場を提供する等多様な機能を持つ都市施設としての都市公園の管理を行う必要があります。
- (2) 維持管理方針
園地や植栽については、公園の特性を踏まえ、より安全で衛生的な質の高い維持管理水準が求められるため、適正な管理が必要です。
また、施設や設備については、公園利用者が快適、安全、安心して利用することが

できるよう、適正な管理や保守点検を行う必要があります。

(3) 運営方針

公園利用者の多様なニーズに対応できるような管理運営を行う必要があります。

また、公園施設の利用の促進や、都市公園を利用したスポーツの普及に寄与するような業務を行うことも必要です。

(4) 法令等の遵守

公園の管理運營業務を行うにあたっては、次の法令等を遵守していただきます。

(ア) 都市公園法（以下「法」という。） 都市公園法施行令、都市公園法施行規則

(イ) 地方自治法、地方自治法施行令

(ウ) 労働基準法

(エ) 長崎県立都市公園条例、長崎県立都市公園条例施行規則

(オ) 長崎県個人情報保護条例

(カ) その他の関連法規

4 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は次の(1)～(4)のとおりとします。

業務内容の全部又は主要な部分を第三者に対して委託することはできません。ただし主要な部分以外の業務については、専門の業者等に委託できるものとします。

業務の範囲と内容の詳細については、別添「仕様書」を参照して下さい。

(1) 公園及びその附属設備の維持管理に関する業務

(ア) 公園区域内の竹木、芝生その他の植生の育成管理

(イ) 公園区域内の清掃整備並びに公園施設の管理及び軽微な補修

(ウ) 公園利用者の安全の確保のため必要な措置

(2) 公園の利用に関する業務

(ア) 公園内での行為の許可（条例第3条関係）

(イ) 有料公園施設の利用の承認（条例第7条関係）

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に係る利用料金の設定及び徴収事務

(エ) 公園施設の利用行為に関する監視

(オ) 公園の利用促進及び都市公園を利用したスポーツの普及に寄与する業務

(3) 備品の管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、公園の運営に関して必要と認める業務

施設の運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、行為許可及び有料公園施設に係る使用料は指定管理者の収入となります。よって、指定管理者は、管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

5 指定管理者の指定（予定）期間

- (1) 指定（予定）期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年とします。
- (2) 指定（予定）期間は、議会議決後、正式に指定期間となります。
- (3) ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公園の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

6 対象となる施設の管理運営経費等

- (1) 公園の管理運営にかかる全ての費用は、県からの負担金及び利用料金収入並びにその他の収入をもって充てるものとします。
ただし、使用価値や効用を積極的に高めるために必要となる一定規模以上の修繕及び改良は、県が実施します。
- (2) 公園内の管理事務所については、県が指定管理者に貸与します。
ただし、管理事務所の使用に係る光熱水費については指定管理者の負担とし、これらの受給契約は、指定管理者が行うこととなります。
- (3) 公園内の光熱水費については、全て指定管理者の負担とし、これらの受給契約は、指定管理者が行うこととなります。
- (4) 県が支払う負担金の金額については、提出された事業計画書に基づき、指定（予定）期間中にかかる協定を締結したうえで、予算の範囲内で支払います。

7 県と指定管理者の役割分担について

公園の管理に関する県と指定管理者の業務の分担は、下記のとおりとします。

	項 目	指定管理者	県
1	施設の維持管理		

2	行為の許可（条例第3条）及び使用料の徴収 （条例第12条・第13条）		
3	有料公園施設の利用承認（条例第7条）及び 使用料の徴収（条例第12条・第13条）		
4	設置・管理の許可（法第5条第1項）及び 使用料の徴収（条例第11条～第13条）		
5	占用の許可（法第6条第1項・第3項）及び 使用料の徴収（条例第11条～第13条）		
6	施設の補修・修繕（250万円以下の工事） 執行にあたってはあらかじめ県と協議が必要		
7	施設の補修・修繕（250万円を超える工事）		
8	災害復旧（本格復旧）		
9	苦情対応		
10	事故対応		
11	管 理 責 任	管理の瑕疵によるもの	
		設置の瑕疵によるもの	

8 応募資格

(1) 指定申請書を提出することができるのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他団体とします。（個人で応募することはできません。）

(ア) 県内に主たる事務所を有していること。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(ウ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。

(エ) 国又は長崎県及びその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

(オ) 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

(カ) 申請書の提出期限の日以前6月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(キ) 一級造園施工管理技士の資格を有する者を配置できること。

(2) 単独で応募した法人等は、当該公園において他の応募団体の構成員となることはできません。また、1つの法人等が複数の応募団体の構成員となることもできません。

(3) 団体が応募する場合は、団体の代表者が申請手続きを行います。また、団体が応募する場合、代表者及び構成するものの変更は原則として認めません。ただし、団体を構成するものについては、業務遂行上支障がないと県が判断した場合は、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

9 指定管理者の指定申請に関する提出書類

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（長崎県立都市公園条例施行規則 様式第18号）に、次に掲げる書類を添えて申請して下さい。

(1) 事業計画書（下記事項を含む別添様式ア）

都市公園の管理運営方針に関する事項

中期計画に関する事項

管理運営の内容に関する事項

収支計画に関する事項

組織及び人員に関する事項

その他知事が必要と認める事項

(2) 附属書類

定款又は寄付行為

登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

役員の名簿及び履歴書

団体の概要に関する書類

ア) 法人又は団体の概要及び構成（別添様式イ及びウ）

イ) 貸借対照表（前事業年度及び前々事業年度）

ウ) 損益計算書（前事業年度及び前々事業年度）

エ) 営業（事業）報告書（前事業年度及び前々事業年度）

県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明

その他、施設の設置者が必要と認める書類

について

新たに法人等を設立する場合は、長崎県議会における指定管理者の指定の議決

(平成17年12月予定)までに登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

ア)～エ)について

- ・新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支予算書又はこれに類する書類をもってこれらの書類の提出に代えることができる。
- ・設立2年度の団体にあつては、前事業年度にかかる書類を提出すること。

について

新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、添付を要しない。

10 募集要項等の配布

(1) 配布期間

平成17年8月19日(金)から平成17年9月20日(火)まで(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時までとします。

(2) 配布場所

募集要項及び仕様書等については、長崎県土木部都市計画課ホームページよりダウンロードできます。また、下記窓口でも配布を行います。

募集要項配布窓口

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県土木部都市計画課 管理班

: 095-826-6712 FAX : 095-826-9527

e-mail : toshikeikaku@pref.nagasaki.lg.jp

ホームページ : <http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~toshi/>

11 指定申請書の提出方法

(1) 提出先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県土木部都市計画課

(2) 提出期間

平成17年8月22日(月)から平成17年9月20日(火)まで(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参又は郵送によります。電子メール、ファクシミリによる提出は不可とします。郵送の場合は書留郵便により提出期限の平成17年9月20日（火）午後5時必着とします。

(4) 提出部数

正1部、副7部（副本は複写可）計8部

また、事業計画書及び提出された資料については一切返却いたしません。

12 指定申請書の提出にあたっての留意事項

(1) 指定申請書等の様式

指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとしします。

ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。

(2) 指定申請書等の再提出

提出後の提出書類の再提出及び差し替えは、県が指示する場合を除き、認めません。

(3) 指定申請書等の使用範囲

提出された指定申請書等は、指定管理者を選定する以外の目的で使用することはありません。

(4) 提出書類の複製

提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。

(5) 提出書類の公開

提出された指定申請書等は、長崎県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

(6) 指定申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、必ず書面にて提出して下さい。（様式は任意）

(7) 指定申請に関する費用

指定申請書等の提出及びその他申請に係る費用については、全て申請者の負担とします。

13 説明会について

平成17年8月26日（金）午後4時から、長崎県大波止ビルにて説明会を行います。

参加を希望する方は、8月24日（水）午後5時までに別紙「説明会参加申込書」により郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかでお知らせ下さい。参加者は、1団体あたり2名までとします。

なお、説明会の参加の有無が指定申請書の提出を妨げるものではなく、指定管理者の選定に関わるものでもありませんので、申し添えます。

説明会日時・会場

日時：平成17年8月26日（金） 午後4時～

会場：長崎市元船町17-1

長崎県大波止ビル7階会議室

説明会参加申込書提出先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県土木部都市計画課 管理班

：095-826-6712 FAX：095-826-9527

e-mail：toshikeikaku@pref.nagasaki.lg.jp

14 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の候補者を、条例第24条の規定に基づき、下記の選定基準により選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。また、公序良俗に反しないものであること。

事業計画書等の内容が、条例第22条に掲げる業務を行うことにより、都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った都市公園の管理を安定して行うことができるものであること。

条例の目的に照らして、設置者である長崎県との連携が十分に図れるものであること。

(2) 指定申請以降に「8 応募資格」に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしないことがあります。

(3) 指定管理者の指定にあたっては、県と協定を締結することとなります。

15 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

選定は、公募による応募者の審査を行うために長崎県土木部が設置する指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行います。

(2) 審査内容

ア 1次審査（書類審査）

提出された書類について、応募資格や事業計画書の内容などを審査したうえで、2次審査（面接審査）の対象者を選定します。

1次審査の結果については、応募者全員に通知します。

イ 2次審査

申請者に対し、事業計画の内容などの説明を求め質疑を行う、面接審査を実施します。

(3) 選定委員会事務局の所管

選定委員会の事務局は、土木部監理課に設置します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、指定申請書提出者すべてに文書で通知します。

（平成17年10月下旬頃を予定。）

なお、審査基準・配点等については、後日、選定結果とともに公表します。

15 質問及び回答

平成17年8月22日（月）から平成17年9月12日（月）まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで、郵送またはファクシミリ、電子メールのいずれかで、下記「問い合わせ先」まで送付して下さい。（別添様式エ）

ファクシミリまたは電子メールで質問者宛に回答するとともに、質問及び回答内容を長崎県土木部都市計画課のホームページに掲載します。

都市計画課ホームページ

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~toshi/>

問い合わせ先

〒850-8570 長崎市江戸町2 - 1 3

長崎県土木部都市計画課 管理班

: 095-826-6712 FAX : 095-826-9527

e-mail : toshikeikaku@pref.nagasaki.lg.jp

県立都市公園指定管理者説明会参加申込書

平成 年 月 日

法人又は団体名 _____

住 所 _____

代表者の職・氏名 _____ 印

電話・FAX・e-mail _____

8月26日（金）開催の県立都市公園指定管理者説明会に参加を申し込みます。

【参加者】

氏 名	所属・職名

氏 名	所属・職名

参加者は、一団体2名までとします。

参加申込書は8月24日（水）午後5時までに必着で提出してください。

説明会参加申込書提出先

〒850-8570 長崎市江戸町2 - 1 3

長崎県土木部都市計画課 管理班

：095-826-6712 FAX：095-826-9527

e-mail：toshikeikaku@pref.nagasaki.lg.jp